高さの最高限度を定める高度地区 有識者委員会(第1回) H25.6.25 資料5-1

## 市街地誘導の方向性の検討

(平成25年度、検討していく。)

## 〔報告書P107〕

広域指定を前提とし検討する。ただし、東京都及び大田区の上位計画等において建物 高さの方針等が定められている場合には、絶対高さの導入する区域から除外するものと する。

除外するにあたり、高度利用を図る区域や住環境の保全や改善に影響のない地域など地域特性(※)を踏まえて検討する。

- ※〔地域特性を踏まえて除外する主な区域〕
  - ・工業系地域については、ものづくり集積の維持強化のため操業環境に配慮が必要である。
  - ・空港臨海部については、将来における土地の高度利用を含めた検討を要する。
  - ・大森、蒲田等駅周辺の商業地域については、土地の高度利用を前提とする。
  - ・多摩川沿いの地域では、既存高層建築物の立地を踏まえた配慮が必要である。

## 除外する主な区域

No	検討地域	検討地域の詳細	現在の 絶対高さ	除外する理由(案)	備考
1	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域		10m	建築基準法第 55 条の規定により建築物の高さの限度が定められているため	
2	市街地再開発事業が都市計画決定 されている地域=高度利用地区	京急蒲田西口駅前地区、糀谷駅前地区	無し	「東京都高度利用地区指定方針及び指定基準 (平成21年1月、東京都)」により、「指定しない ものとする」とされているため	
3	空港臨海部(埋立島部)	平和島、昭和島、東海、京浜島、城南島	無し	既存のものづくり工場と新たな立地が見込まれる空港・港湾機能との調和を図るために、未利用地等を活用した土地の集約化など、土地利用の再編を進める必要があるため(大田区都市計画マスタープランp101) 住環境に影響が少ないため	
4	羽田空港	羽田空港	無し	空港としての土地利用の特殊性のため 住環境に影響が少ないため	
5	『新しい都市づくりのための都市開発 諸制度活用方針(平成21年2月、東京都)』に定める「一般拠点地区」及 びそれに準ずる商業地域	辺	無し	「絶対高さ制限を定める高度地区指定の運用について(平成21年3月31日、東京都)」により、「原則として指定しないもの」とされているため	
6	商業地域のうち、 容積率 600%以上の地域	蒲田駅・大森駅周辺	無し	土地の高度利用を図るため、斜線制限型高度 地区と併せて指定しないものとする	
7	準工業地域のうち、 容積率 400%以上の地域	大森北2丁目の一部	無し	土地の高度利用を図るため、斜線制限型高度 地区と併せて指定しないものとする	
8	工業地域		無し	「用途地域等に関する指定方針及び指定基準 (平成14年7月、東京都)により、「原則として指 定しないものとする」とされているため 中高層を含む街並みが形成されているため	
9	工業専用地域		無し	「用途地域等に関する指定方針及び指定基準 (平成 14年7月、東京都)により、「指定しない」 とされているため 住環境に影響が少ないため	
10	第一種住居地域及び準工業地域のうち現在高度地区の指定が無い区域	大森東1丁目、3丁目 の一部、 東糀谷6丁目の一部	無し	斜線型高度地区の指定がされていないため	

適用検討区域図は次頁にて

